

茨城工業高等専門学校における非常勤講師等の任用に関する要項

平成30年1月18日
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校における非常勤講師の任用は、この要項の定めるところによる。

(任用基準)

第2条 非常勤講師の任用基準は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）に定められた 講師以上の資格を有する者
 - (2) 採用時の年度末年齢が70歳以下の者
- 2 前項に規定するもののほか、高い教育効果が得られると認められる者

(雇用限度)

第3条 非常勤講師の雇用限度は、原則として、満70歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。ただし、特別な事情により、この要項により難しい場合は、校長は別段の取扱いをすることができる。

(任用手続)

第4条 校長は、非常勤講師の任用に当たっては、教員任用審査会による審査結果を参考にして任用を決定する。

(審査等)

第5条 学科長、系長、部長または校長は、非常勤講師を任用したいときは、次に掲げる書類を教員任用審査会議長に提出する。

- (1) 任用依頼書
 - (2) 履歴書（教育指導歴、研究歴を含む。）
 - (3) 著書・論文等一覧
 - (4) 推薦書（ただし、高等専門学校設置基準第11条第5号、同条第6号、第12条第4号、同条第5号、第13条第3号及び本要項第2条第2項に基づく場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師であった者を継続して任用する場合は、履歴書（教育指導歴、研究歴を含む。）及び著書・論文等一覧の提出を省略することができる。ただし、履歴事項等に変更のあった者については、履歴書（教育指導歴、研究歴を含む。）及び著書・論文等一覧を添付するものとする。

(他の非常勤職員の任用)

第6条 他の非常勤職員の任用に当たっては、第2条第1項第2号及び第3条の規定を準用する。

(事務)

第7条 非常勤講師等の任用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項の定めるもののほか、非常勤講師等の任用に関して必要な事項は、校長が別に定める。

付 記

- 1 この要項は、平成30年1月18日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する規則（昭和58年4月21日制定）は、廃止する。